

# 資 料 編



## 狛江市防災会議条例

昭和39年10月5日

条例第30号

改正 昭和49年2月26日 条例第7号

昭和62年3月31日 条例第12号

平成11年12月10日 条例第18号

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、狛江市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織および所掌事務を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 防災会議は次に掲げる事項を掌理する。

- (1) 狛江市地域防災計画を作成し、およびその実施の推進をすること。
- (2) 狛江市地域内にかかる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報の収集に關すること。
- (3) この条例に掲げるもののほか、法律またはこれにもとづく政令によりその権限に属する事務に關すること。

### (組織)

第3条 防災会議は会長および委員をもって組織し、会長は市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

4 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 東京都知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者
- (5) 狛江市消防団長
- (6) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

5 前項の委員の総数は15名以内とする。

6 第4項第6号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

### (専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は東京都の知事の部内の職員、狛江市の職員、関係指定公共機関の職員ならびに学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、専門事項に関する調査が終了したときをもって解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事は、狛江市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、防災会議の事務を処理する。

(会議の運営等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年2月26日条例第7号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則(昭和62年3月31日条例第12号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則(平成11年12月10日条例第18号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## 狛江市防災会議運営規程

昭和39年10月5日

規程第11号

改正 昭和62年3月31日規程第9号

### (趣旨)

第1条 この規程は、狛江市防災会議条例(昭和39年条例第30号)第6条の規定に基づき、狛江市防災会議(以下「会議」という。)の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (招集)

第2条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項および理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所および議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

### (議事手続)

第3条 会議の議事は、会長が主宰する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

### (議事の記録)

第4条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 出席した委員の職名および氏名
- (3) 議事の件名および概要ならびに議決事項
- (4) その他必要と認める事項

### (委任)

第5条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

### (専門委員)

第6条 専門委員は、調査の結果を報告するため、会議に出席することができる。

付 則

この規程は、公布の日から適用する。

付 則（昭和62年3月31日規程第9号）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

## 狛江市災害対策本部条例

昭和39年10月5日

条例第31号

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定にもとづき、  
狛江市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (本部の組織)

第2条 本部に本部長室および部を置く。

2 本部長室および部に属すべき本部の職員は規則で定める。

### (職務)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は本部の事務を統括し、本部の職員を指揮  
監督する。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は本部長を補佐し、本部長に事故あるとき  
はその職務を代理する。

3 部長は、上司の命を受け部の事務を掌理する。

4 本部員は、上司の命を受け本部の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は上司の命を受け、その部の事務に従事する。

### (雑則)

第4条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 狛江市災害対策本部条例施行規則

(昭和39年10月6日規則第10号)

### 改正

昭和46年7月22日規則第18号	昭和47年2月14日規則第3号
昭和47年8月1日規則第26号	昭和47年11月1日規則第42号
昭和49年3月29日規則第16号	昭和56年9月10日規則第27号
昭和58年2月7日規則第5号	昭和62年3月2日規則第4号
平成2年3月14日規則第6号	平成5年6月23日規則第25号
平成6年3月31日規則第17号	平成8年3月29日規則第22号
平成9年1月21日規則第2号	平成10年4月17日規則第17号
平成13年6月29日規則第29号	平成16年3月31日規則第8号
平成17年3月31日規則第11号	平成19年3月30日規則第15号
平成20年3月28日規則第4号	

(本部長室の所掌事務)

第1条 本部長室は、次の事項について狛江市災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢の発令及び解除に関する事。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (3) 避難の勧告又は指示に関する事。
- (4) 災害救助法の適用に関する事。
- (5) 激甚災害の指定に関する事。
- (6) 東京都及び他区市町村との相互応援に関する事。
- (7) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事。
- (8) 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
- (9) 部長会議及び本部員会議の招集に関する事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事。

(本部長室の構成)

第2条 本部長室は次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）

(3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

（副本部長）

第3条 副本部長は，副市長及び教育長をもって充てる。

2 狛江市災害対策本部条例（昭和39年条例第31号）第3条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は，副市長である副本部長，教育長である副本部長の順序による。

（本部員）

第4条 本部員は，企画財政部長，総務部長，市民生活部長，福祉保健部長，児童青少年部長，建設環境部長，教育部長，議会事務局長，安心安全課長及び消防団長をもって充てる。

（部の名称及び分掌事務）

第5条 部の名称及び分掌事務は，次のとおりとする。

(1) 災対総務部

- ア 災害活動の総合調整に関すること。
- イ 部長会議及び本部員会議の庶務に関すること。
- ウ 非常配備態勢の指示に関すること。
- エ 狛江市消防団の出動に関すること。
- オ 本部職員の動員，服務及び給与に関すること。
- カ 大災害時における避難勧告・指示の伝達に関すること。
- キ 関係防災機関との連絡及び調整に関すること。
- ク 通信情報，気象情報等に関すること。
- ケ 防災行政無線の統制活用に関すること。
- コ 本部職員の活動統制に関すること。
- サ 協定に基づく他区市町村との相互応援協力に関すること。
- シ 東京都及び他区市町村の職員の受入れ及び派遣に関すること。
- ス 市庁舎の点検，整備，復旧等施設の保全に関すること。
- セ 防災活動に要する空地等（仮設住宅建設用地を含む。）の確保に関すること。
- ソ その他災対総務部に関すること。

(2) 災対企画財政部

- ア 本部長室に関すること。
- イ 災害対策関係予算に関すること。
- ウ 災害時における一時借入金の調達及び現金の保管出納に関すること。
- エ 公共施設の被害状況の取りまとめに関すること。
- オ 避難場所及び避難所との連絡に関すること。
- カ 被災地の調査に関すること。
- キ 災害に関する広報及び広聴に関すること。

- ク 報道機関との連絡に関する事。
  - ケ 義援金品の受領及び配分に関する事。
  - コ 災害救助法の適用申請に関する事。
  - サ 激甚災害の指定に係る手続に関する事。
  - シ 災害復興等の総合調整に関する事。
  - ス その他災対企画財政部に関する事。
- (3) 災対市民生活部
- ア 来庁者の避難誘導及び救護に関する事。
  - イ 地域・地区センター来館者の避難誘導及び救護並びに施設の保全に関する事。
  - ウ 災害用の米穀類等食料の確保に関する事。
  - エ 食料品、衣類品等災害救助活動に必要とする物資の調達と輸送に関する事。
  - オ 外国人の安全確保及び支援に関する事。
  - カ 市民の安否確認及び埋火葬許可証の発行に関する事。
  - キ 商工業及び農作物の被害調査並びに復興に関する事。
  - ク リ災証明書の発行に関する事。
  - ケ 被災者の相談窓口に関する事。
  - コ その他災対市民部に関する事。
- (4) 災対福祉保健部
- ア あいとぴあセンター来館者の避難誘導及び救護並びに施設の保全に関する事。
  - イ 福祉避難所（二次避難所）の設置運営に関する事。
  - ウ 被災者（災害時要援護者）の生活の確保に関する事。
  - エ 単身心身障がい者及び老人世帯の避難介助等に関する事。
  - オ 災害弔慰金に関する事。
  - カ 救難緊急資金に関する事。
  - キ 社会福祉団体との連絡調整及び協力に関する事。
  - ク 医師会、歯科医師会及び薬剤師会への協力要請と輸送に関する事。
  - ケ 医療救護班等に関する事。
  - コ 要救護者の救護に関する事。
  - サ 医療用器材及び医薬品の調達、輸送及び保管に関する事。
  - シ メンタルヘルスケアの実施に関する事。
  - ス 伝染病の予防に関する事。
  - セ 被災者の住宅の確保に関する事。
  - ソ シルバーピアの被害情報の収集及び復旧に関する事。
  - タ 遺体の収容及び埋火葬に関する事。
  - チ 不衛生箇所等の消毒に関する事。

- ツ その他災対福祉保健部に関する事。
- (5) 災対児童青少年部
  - ア 保育園児，学童保育所児童並びに児童館，児童センター及び子ども家庭支援センターの来館者の避難誘導及び救護に関する事。
  - イ 保育園，学童保育所等施設の保全に関する事。
  - ウ その他災対児童青少年部に関する事。
- (6) 災対建設環境部
  - ア 地下駐車場利用者の避難誘導及び救護並びに施設の保全に関する事。
  - イ 災害現場活動に関する事。
  - ウ 道路，橋りょう，堤防，河川等の点検，整備及び復旧に関する事。
  - エ 給水状況の調査及び断水地区の情報収集並びに告知に関する事。
  - オ 車両，舟艇等輸送機関の調達配備に関する事。
  - カ 資材，機械等の調達と輸送に関する事。
  - キ 狛江市建設業協会・協力会等への協力要請に関する事。
  - ク 狛江市管工事組合への協力要請に関する事。
  - ケ 道路，河川等における障害物の除去に関する事。
  - コ 拠点給水及び応急給水の実施に関する事。
  - サ 上下水道施設の保全に関する事。
  - シ 避難場所の設営及び運営に関する事。
  - ス 医療救護所の開設及び要救護者の輸送に関する事。
  - セ 仮設トイレの設置及び応急清掃業務（被災地のごみ処理及びがれき処理を含む。）に関する事。
  - ソ 仮設トイレ等のし尿処理に関する事。
  - タ 不衛生箇所等の消毒及び衛生資材の輸送に関する事。
  - チ 家屋の被害調査に関する事。
  - ツ 応急仮設住宅の建設に関する事。
  - テ 道路，公園及び上下水道・電気・ガス等のライフラインの災害復旧計画等に関する事。
  - ト 行方不明者の捜索に関する事。
  - ナ 死体の捜索に関する事。
  - ニ その他災対建設環境部に関する事。
- (7) 災対教育部
  - ア 小，中学校の児童，生徒の避難誘導及び救護並びに施設の保全に関する事。
  - イ 市民センター，体育館，市民プール，西河原公民館及びむいから民家園来館者の避難誘導等に関する事。
  - ウ 教育研究所来館者の避難誘導等に関する事。

- エ 一時避難場所及び避難所の設置運営に関すること。
- オ 一時避難場所及び避難所の警戒に関すること。
- カ 学用品の供給に関すること。
- キ その他災対教育部に関すること。

(本部の部の編成)

第6条 部に部長，副部長，部員をおく。

2 本部の部の編成は，別表のとおりとする。

3 部に属すべき本部の職員は別表に定める者のほか，狛江市の職員のうちから市長が任命する。

(部長会議)

第7条 本部長は災害対策の推進をはかるため，必要があると認めたときは部長会議または本部員会議を招集することができる。

(雑則)

第8条 この規則の施行について必要な事項は，本部長が定める。

付 則

この規則は，公布の日から施行する。

付 則（昭和46年7月22日規則第18号）

この規則は，昭和46年7月22日から施行する。

付 則（昭和47年2月14日規則第3号）

この規則は，昭和47年3月1日から施行する。

付 則（昭和47年8月1日規則第26号）

この規則は，昭和47年8月1日から施行する。

付 則（昭和47年11月1日規則第42号）

この規則は，昭和47年11月1日から施行する。

付 則（昭和49年3月29日規則第16号）

この規則は，昭和49年4月1日から施行する。

付 則（昭和56年9月10日規則第27号）

この規則は，公布の日から施行する。

付 則（昭和58年2月7日規則第5号）

この規則は，昭和58年4月1日から施行する。

付 則（昭和62年3月2日規則第4号）

この規則は，昭和62年4月1日から施行する。

付 則（平成2年3月14日規則第6号）

この規則は，平成2年3月25日から施行する。

付 則（平成5年6月23日規則第25号）

この規則は，公布の日から施行する。

付 則（平成 6 年 3 月 31 日規則第 17 号）  
この規則は，平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 8 年 3 月 29 日規則第 22 号）  
この規則は，平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 9 年 1 月 21 日規則第 2 号）  
この規則は，公布の日から施行する。

付 則（平成 10 年 4 月 17 日規則第 17 号）  
この規則は，公布の日から施行し，平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 13 年 6 月 29 日規則第 29 号）  
この規則は，平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 16 年 3 月 31 日規則第 8 号）  
この規則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 11 号）  
この規則は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 15 号）  
この規則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 4 号）  
この規則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

部	部長	副部長	部員
災対総務部	総務部長	総務部総務課長 総務部安心安全課長 総務部職員課長 総務部管財課長	総務部総務課職員 総務部安心安全課職員 総務部職員課職員 総務部管財課職員
災対企画財政部	企画財政部長	企画財政部政策室長 企画財政部財政課長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局 長 監査委員事務局長 会計課長	企画財政部政策室職員 企画財政部財政課職員 議会事務局職員 選挙管理委員会事務局 職員 監査委員事務局職員 会計課職員
災対市民生活部	市民生活部長	市民生活部市民課長 市民生活部課税課長 市民生活部納税課長 市民生活部地域活性課	市民生活部市民課職員 市民生活部課税課職員 市民生活部納税課職員 市民生活部地域活性課職

		長 農業委員会事務局長	員 農業委員会事務局職員
災対福祉保健部	福祉保健部長	福祉保健部福祉サービス支援室長 福祉保健部生活支援課長 福祉保健部介護支援課長 福祉保健部健康支援課長	福祉保健部福祉サービス支援室職員 福祉保健部生活支援課職員 福祉保健部介護支援課職員 福祉保健部健康支援課職員
災対児童青少年部	児童青少年部長	児童青少年部子育て支援課長 児童青少年部児童青少年課長	児童青少年部子育て支援課職員 児童青少年部児童青少年課職員
災対建設環境部	建設環境部長	建設環境部環境管理課長 建設環境部都市整備課長 建設環境部上下水道課長 建設環境部清掃課長	建設環境部環境管理課職員 建設環境部都市整備課職員 建設環境部上下水道課職員 建設環境部清掃課職員
災対教育部	教育部長	教育部学校教育課長 教育部指導室長 教育部社会教育課長 教育部体育課長 教育部公民館長 教育部図書館長	教育部学校教育課職員 教育部指導室職員 教育部社会教育課職員 教育部体育課職員 教育部公民館職員 教育部図書館職員

理事は、所属の部長補佐とする。ただし、課長事務扱いを命ぜられている理事は、副部長を兼務するものとする。

## 調布市・狛江市消防相互応援協定

(昭和45年4月18日締結)

改正 平成8年4月24日

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づく調布市(以下「甲」という。)と狛江市(以下「乙」という。)との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災または非常事態の発生に際して相互間の消防力を活用し、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

甲乙の行政境から相互500メートルを超えない範囲内で別表に定める区域内に発生した火災を受報または覚知した場合は、相互応援出場するものとする。

(2) 特別応援

甲または乙の区域内に大火災または大規模災害が発生し特に応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請または応援側の長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、そのつど応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、現場到着および引揚ならびに消防行動等についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援にあたり要した経常的経費ならびに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の運用について疑義を生じたときは、そのつど甲乙双方協議のうえ決定するものとする。

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

### 付 則

1 この協定は、昭和45年4月20日から効力を生ずる。

2 東京都狛江町・東京都調布市相互応援協定(昭和33年12月24日締結)は、廃止する。右協定する。

昭和45年 4月18日

東京都調布市長  
本 多 嘉 一 郎  
東京都狛江町長  
富 永 和 作

付 則（平成 8 年 4 月 24 日）  
この協定は、平成 8 年 5 月 1 日から効力を生ずる。  
平成 8 年 4 月 24 日

東京都調布市小島町 2-35-1  
甲 東京都調布市  
調布市長 吉 尾 勝 征  
東京都狛江市和泉本町 1-1-5  
乙 東京都狛江市  
狛江市長 石 井 三 雄

別表

応 援 出 場 区 域 表

調布市側	狛江市側
入間町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、菊野台、国領町、染地の一部	東野川、西野川、和泉本町、中和泉、西和泉の一部

## 調布市と狛江市との間の災害時における情報の 提供及び交換に関する協定書

調布市を「甲」とし、狛江市を「乙」とし、甲・乙間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙との間の災害時又は、その恐れのあるときにおいて、防災行政無線(広域共通波)を有効に利用し、情報の提供及び交換を行うことにより両市の災害対策に寄与することを目的とする。

(情報の提供及び交換)

第2条 甲及び乙は、台風等風水害、震災等により広域的な被害が発生又は、その恐れがあるときは、次の各号に掲げる事項について、相互に積極的に連絡をとり合い、正確な情報の提供及び交換を行うものとする。

- (1) 降雨量に関する事。
- (2) 河川の水位に関する事。
- (3) 陸閘の開閉に関する事。
- (4) 宿河原及び上河原堰提水門に関する事。
- (5) 調布樋管及び六郷樋管の開閉に関する事。
- (6) 被害状況に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関する事。

(重要水防箇所の調査等)

第3条 甲及び乙は、洪水等発生時又は、その恐れがあるときにおいて、建設省京浜工事事務所が指定している多摩川の重要水防箇所を調査し、その状況を的確に把握し、情報の提供及び交換を行うものとする。

(巡視警戒)

第4条 甲及び乙は、台風等風水害時に、迅速、かつ的確な水防活動ができるよう危険箇所に巡視委員を配置し、巡視警戒を行うものとする。

(会議の開催)

第5条 甲及び乙は、必要に応じて、災害対策に関する会議を開催し、災害時における協力体制の強化に努めるものとする。

(通信訓練)

第6条 甲及び乙は、災害発生時に備え、通信運用の習熟を図るために毎日1回定期的な通信訓練を行うものとする。

(協議)

第7条 前各条に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、おのこの1通を保有する。

昭和58年4月1日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1  
東京都調布市  
代表者 調布市長 金子 佐一郎

乙 東京都狛江市和泉本町一丁目1番地5  
東京都狛江市  
代表者 狛江市長 吉岡 金四郎

## 川口町と狛江市との災害時における相互援助に関する協定

川口町（以下「甲」という。）と狛江市（以下「乙」という。）とは、ふるさと友好都市提携の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の援助に関し、次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかに非常災害が発生した場合において、応急対策等の相互援助に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲又は乙は、応急対策等に必要な物資、器材（以下「応急物資」という。）について、被災地域において十分な調達ができないときは、他方に対し応急物資の種類、数量、輸送方法その他必要な事項を示して、供給援助を要請することができるものとする。

（協力）

第3条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従って応急物資を調達し、他方に供給するよう努めるものとする。

（応急物資）

第4条 前条の規定により、甲又は乙が供給する応急物資は、次に掲げるものとする。

（1）食糧品

（2）生活必需品

（3）その他応急物資

（応急物資の輸送）

第5条 応急物資の輸送については、供給を要請した側が行うものとする。ただし、特別の理由により要請した側において輸送が困難な状況にある場合は、協議によりその輸送を他方に依頼することができる。

（経費の負担）

第6条 応急物資の供給に要する経費（輸送費を含む。）は、当該供給を要請した側が負担するものとし、その額については双方で協議して定める。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じたときは、双方で協議のうえ決定すものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和63年7月30日

新潟県北魚沼郡川口町大字川口1974番地26

甲

新潟県北魚沼郡川口町

代表者 川口町長 青柳 弘

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

乙

東京都狛江市

代表者 狛江市長 石井 三雄

## 震災時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村(島しょを除く。以下「市町村」という。)め地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村会とも密接な連絡を図るものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

(応援要請の手続き)

第4条 応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる職員の職種別の人員
- (5) 前条第6号にかかげるボランティアの従事する内容及び人員
- (6) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第5条 応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

- 2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この規定は、平成8年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成8年3月1日

八王子市長	波多野重雄
立川市長	青木久忠
武蔵野市長	土屋正次郎
三鷹市長	安田養次郎
青梅市長	安田辺栄吉男
府中市市長	吉野和徳彦
昭島市長	伊藤藤徳彦
調布市長	吉尾勝征雄
町田市市長	寺田和雄
小金井市長	大久保慎七
小平市長	前田雅尚
日野市長	森田喜美男
東村山市市長	細多一良男
国分寺市長	本佐伯有雄
国立市長	佐末木達行男
田無市長	保谷高範
保谷市長	石川彌八郎
福生市長	石井三雄
狛江市市長	石井又正則
東大和市市長	尾野繁男
清瀬市長	星野三千
東久留米市長	稲葉三浩
武蔵村山市市長	志々田浩太郎
多摩市長	白井千秋
稲城市市長	石川良一
羽村市長	上篤太郎
あきる野市長	田中篤雅夫
瑞穂町市長	関谷久太郎
日の出町市長	青木國太郎
奥多摩町市長	大館陸
檜原村長	鈴木

## 震災時等の相互応援に関する協定の実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、震災時等の相互応援に関する協定(以下「協定」という。)に基づく相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部課は、東京都市町村防災事務連絡協議会を構成する防災関係事務担当所管をもって充てる。

2 東京都市長会と東京都町村会との連絡、調整は、東京都市長会事務局がこれに当たるものとする。

(応援)

第3条 応援を行う職員は、応援を要請された所属市町村の名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援を行う職員は、災害の状況に応じ必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

附 則

この実施要領は、平成8年3月1日から施行する。

## 災害時における相互応援協定書

狛江市(以下「甲」)と世田谷区(以下「乙」)とは、地震等の災害が発生し、被災自治体独自では十分な応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災自治体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行し、住民の安全安心を堅持するため、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、被災自治体からの要請を受け、又は、状況によっては要請を待たずに、被災自治体の応急対策及び復旧活動を円滑に行うこととともに、行政区域に関わらず被災自治体の住民を保護することを目的とする。

### (応援の内容)

第2条 甲乙が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

2 前項に定める業務のほか、必要に応じて、自治体間の協議により、業務を追加することができる。

### (応急物資等の輸送)

第3条 応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

### (経費の負担)

第4条 応急物資等の供給に要する経費(輸送に要する経費を含む。)は、原則として、当該応援を要請した自治体が負担するものとし、その額は供給をする自治体と供給を受ける自治体で協議の上定める。ただし、避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ自治体で負担する。

2 前項の経費の支払は、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代えることができる。

### (緊急応援)

第5条 応援を行う自治体は、応援を受ける自治体が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける自治体の要請を待たずに応援を開始するこ

とができる。

2 前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

(連絡会の設置)

第6条 災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

2 前項の連絡会は、防災主管課長によって構成し、事務局は別に協議する。

(協議)

第7条 この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、連署のうえ各1通を保有する。

平成17年2月16日

狛江市長 矢野 裕

世田谷区長 熊本 哲之

## 都立狛江高校における避難所施設利用に関する協定書

東京都狛江市長を「甲」とし、東京都立狛江高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

### (避難所の開設)

第3条 甲は、災害発生時及び、まさに災害が発生しようとする際に、当該施設を避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

### (開設の周知)

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際に、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要し通知するいとまがないときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

### (避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

### (費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係わる費用を負担するものとする。

### (開設機関)

第7条 避難所の開設期間は原則として災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、状況により期間を延長する必要がある場合は、乙と協議のうえ、その期間を延長することができるものとする。この場合甲は、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請

をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際には、乙に、避難所使用終了届を提出するとともに施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成しそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成9年9月22日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市

代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市元和泉三丁目9番1号

乙 東京都立狛江高等学校

代表者 校長 新井 邦男

## 災害時におけるボランティア活動等に関する協定書

東京都狛江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人狛江市社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき災害時において甲及び乙が協力して行う災害応急復旧活動等に関し、必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 災害時において、甲は乙に対してボランティア活動の調整等に関する協力を要請するものとする。

2 甲が乙に要請するボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

- （1） 避難所、二次避難所等における被災者、避難者の救護活動に関すること。
- （2） 救助物資の配分等に関すること。
- （3） ボランティア活動に関する市災害対策本部との連絡調整に関すること。
- （4） その他、ボランティア活動に関して必要と認められること。

（要請）

第3条 甲は、この協定に基づく乙への要請については、日時・場所・協力内容を明記して文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭・電話等の方法により要請し、後日文書をもって処理する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り直ちに必要な業務を実施するものとする。

3 乙は、災害の事態が急迫し甲からの協力要請を待つことができないときは、乙の判断に基づく必要業務等に着手し、その状況を直ちに甲に報告するものとする。

（活動拠点）

第4条 災害時に乙が行うボランティアの受入れ・活動支援等は、あいとぴあセンターを拠点とする。

（ボランティアの養成）

第5条 乙は、平常時よりボランティアのコーディネート等、ボランティアの研修・講習等を行い、ボランティアの受入れ・活動支援等、非常時に備えた体制づくりを整備するものとする。

2 甲は、前項の事項に関し、必要な範囲で支援することとする。

（他団体との協力体制）

第6条 乙は、その他市民活動団体等との協力体制の確立を図るものとする。

（関係機関等との協力体制）

第7条 乙は災害時にどのように活動すべきであるか、関係機関等と協議し、平常時より最善の方法を検討するものとする。

(資器材等の確保)

第8条 乙は、災害時の応急・復旧活動に必要な資器材等を甲と協議のうえ、甲の協力の基に準備するものとする。

(費用負担)

第9条 甲の要請に基づき、協力業務を乙が実施した場合、甲が認める当該業務に要した経費は甲が負担するものとする。

2 乙は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づいて乙の協力業務にたずさわるボランティアの業務従事中における事故等の損害補償は「ボランティア保険」等によるものとする。

2 災害時におけるボランティア保険等の保険料については、甲が支払うものとする。

(報告)

第11条 乙は、甲の要請に基づく乙の協力業務について、1週間単位で甲に報告しなければならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項並びにこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成20年3月31日までとする。ただし、期限終了の日の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、1年間協定が延長されるものとみなし、以降の年度についてもこの例によるものとする。

(旧協定書の廃止)

第14条 平成11年6月1日付けで締結した災害時におけるボランティア活動等に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

この協定書は締結の証として、2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成19年8月29日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市  
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙 東京都狛江市元和泉二丁目35番1号  
あいとぴあセンター内  
社会福祉法人狛江市社会福祉協議会  
代表者 会長 高木 光

## 災害時におけるボランティア活動等に関する協定書取扱い基準

- 1 災害時におけるボランティア活動等に関する協定書（以下「協定書」という。）第2条第1項の「ボランティア活動の調整」とは、災害時ボランティアの受入・避難所等への活動支援、ボランティア業務の調整等を行うコーディネートを意味する。
- 2 協定書第3条第3項の「災害の事態が急迫し」とは、同時多発火災、多数の家屋倒壊などの状況から、市民が自主的に避難所に避難している場合で、市の災対本部から要請がない事態をいう。
- 3 協定書第4条の活動拠点「あいとぴあセンター」内の指定場所については、災対総務部と災対健康福祉部で予め決めておく。また、被災状況によって「あいとぴあセンター」が使用できない場合の代替策を事前に決めておく。
- 4 協定書第5条第2項の「必要な範囲で支援する」とは、社会福祉協議会が平常時に行うボランティアの体制づくりに要する経費のうち、ボランティア研修経費の一部など市が必要と認める経費を支援することを意味する。これについての協議は、本法人が毎年度行う社会福祉課へのボランティア活動推進関係補助金積算とそれに対する査定において行うものとする。
- 5 協定書第6条の「その他市民活動団体等」とは、狛江市社会福祉協議会ボランティアセンター及び全国社会福祉協議会と連携をもつ市民活動団体以外の団体をいう。
- 6 協定書第8条の規定は、災害時のボランティアのコーディネート及びボランティアが活動する際に必要な資器材を、社会福祉協議会と市が協力して準備する趣旨である。具体的には、必要な器材のリストを別途作成し、社会福祉協議会が手当てできるもの、市が準備するものを明らかにしておくものとする。
- 7 協定書第9条第1項の「甲が認める当該業務に要した経費」とは、人件費（超勤手当）、物件費（消耗品、燃料代など）などをいう。
- 8 協定書第11条には、協力業務の終期についての規定はないが、協力業務の終了は市の災対本部からの連絡によるものとする。
- 9 社会福祉協議会は、市災害対策本部との連絡調整及び協力業務を行う場合の指揮命令者を、前もって決めておくこととする。

### 附 則

この取扱い基準は、平成19年8月29日から施行する。

## 非常通信の運用に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）及び東京消防庁狛江消防署（以下「乙」という。）は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法第 52 条第 4 号に定める非常通信）に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第 2 条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

2 前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達の手段）

第 3 条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話またはファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第 4 条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

2 前項により甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙は出来る限り協力する。

3 乙の有する通信設備において甲を受取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

（非常通信の受付）

第 5 条 甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。

（身分の確認）

第 6 条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用負担）

第 7 条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

（訓練）

第 8 条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

（疑義の決定方法）

第 9 条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

（有効期間）

第 10 条 この協定書の有効期間は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成20年4月1日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
甲 狛江市  
代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市和泉本町一丁目23番10号  
乙 東京消防庁狛江消防署  
代表者 狛江消防署長 齋藤 和文

## 震災時における情報収集活動に関する協定書

狛江市内に配達する各新聞販売店（以下「甲」という。）及び狛江市役所（以下「乙」という。）並びに東京消防庁狛江消防署（以下「丙」という。）との間において震災時における情報収集・伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

### （総 則）

第1条 この協定は、乙及び丙の震災時における情報収集活動に対する甲の支援に関し必要な事項を定める。

### （支援内容）

第2条 乙及び丙が甲に要請する支援内容は、震災発生時の被害状況とする。

第3条 前条の被害状況は次のとおりとする。

- (1) 火災の発生状況
- (2) 建物等の被害状況
- (3) 多数負傷者発生事故状況
- (4) 道路障害状況（消防車両通行の可否）

### （支援区域）

第4条 乙及び丙が甲に要請する支援対象区域は、甲が配達する区域のうち狛江市内とする。

### （支援の基準）

第5条 乙及び丙が甲に対し支援を要請する場合は、震度5以上の地震で被害の発生又は発生が予想される時とする。

### （支援活動）

第6条 甲の支援活動は、各配達区域内において視認し確認した第2条に定める支援内容について情報収集をするものとする。

### （支援内容の伝達）

第7条 甲が乙及び丙に情報を伝達する方法は、各配達区域内で収集した情報を直接狛江消防署に駆け付けて伝達するものとする。

なお、やむを得ない場合は、猪方出張所へ駆けつけることとする。

### （情報の提供）

第8条 丙は甲から支援内容を伝達された時は、乙に対し情報を提供するものとする。

なお、伝達された被害状況等については、各新聞販売店ごとにその情報を新聞各社に提供することができる。

### （協 議）

第9条 この協定に定めがない事項については、甲、乙、丙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を3通作成し、甲、乙、丙各1通を所有する。

平成13年12月25日

- 甲 株式会社 サワノボル  
ASA狛江北 澤登 靖  
狛江読売ニュースセンター  
所長 宇田川 正  
ニュースセンターあかもと株式会社  
ASA狛江 赤本 康良  
毎日新聞  
狛江北販売所 手塚 輝江  
読売センターつつじヶ丘  
店長 若林 剛史  
ASA狛江東部  
上村 武志  
ASA狛江南 (有)笹岡新聞舗  
代表 笹岡 千春  
ASA柴崎  
所長 対馬 伸之  
YC狛江東部サービスセンター  
藤田 朋人  
YC読売センター成城  
犬飼 吉春  
YC読売センター成城南  
小山 孝志
- 乙 狛江市  
狛江市長 矢野 裕
- 丙 東京消防庁  
狛江消防署長 阿川 道男

## 災害時における井戸の使用に関する協力協定

狛江市（以下「甲」という。）と東京慈恵会医科大学附属第三病院（以下「乙」という。）との間において、災害時における乙所有の井戸の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙が所有する井戸の使用に関し必要な事項を定めることにより、災害時における水の確保を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模な災害が発生した場合で必要があると認めるときは、乙に対し水の供給に関して協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する時間がないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

3 第1項の要請は、病院長に対して行うものとする。ただし、病院長が事故又は不在のときは、あらかじめ病院長が指名した者に対して行うものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請に対して、医療活動に支障のない範囲で協力するものとする。

（資機材等の備蓄）

第4条 甲は、災害時に給水活動を行うために必要な資機材等を予め備蓄するために必要な備蓄倉庫を、次条の規定により乙が提供する用地内に設置するものとする。

2 前項に定める備蓄倉庫に係る費用は、全て甲の負担とする。

（用地の提供）

第5条 乙は、前条により、甲が備蓄倉庫を設置するために必要な場所を無償提供するものとする。

（燃料の確保）

第6条 自家発電用の燃料について、乙の備蓄分を使い果たした時点で、甲が補充するものとし、補充に係る費用は、全て甲の負担とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協力協定の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(効力)

第8条 この協定は、平成18年9月1日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成18年8月31日

狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 狛江市

代表者 狛江市長 矢野 裕

狛江市和泉本町四丁目11番1号

乙 東京慈恵会医科大学附属第三病院

代表者 院長 坂井春男

## 災害時の医療救護活動についての協定書

狛江市を「甲」とし、社団法人狛江市医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

( 総則 )

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

( 医療救護班の派遣 )

第2条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、甲が定める救護所等に派遣するものとする。

( 災害医療救護計画の策定及び提出 )

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める医療救護班は、医師および医師が指定する者をもって構成する。

( 医療救護班の活動場所 )

第4条 医療救護班は、甲が定める救護所等において医療救護活動を実施するものとする。

( 医療救護班の業務 )

第5条 医療救護の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急処置

(2) 後方医療施設への転送の要否および転送順位の決定

(3) 転送困難な患者および避難所等における軽易な患者に対する医療

(4) 死亡の確認

( 指示および連絡調整 )

第6条 医療救護班の医療救護活動に関する連絡調整は、甲が定める者が行うものとする。

( 医療救護班の輸送 )

第7条 医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

( 医療品等の備蓄、輸送 )

第8条 医療救護班は、原則として、甲が備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所等における医療救護班の給食、給水および照明等は甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

( 後方医療施設の指定 )

第9条 乙は、甲が狛江市地域防災計画に基づき後方医療施設を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする。ただし、後方医療施設における医療費は原則として患者負担とする。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に伴うもの

ア 医療救護活動の費用弁償

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医師および医師の補助者が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(2) 訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲および乙が必要と認める関係機関をもって構成する狛江市災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年8月29日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

代表者 東京都狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号

社団法人 狛江市医師会

東京都狛江市医師会長 細矢 則幸

## 狛江市災害医療運営連絡会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、災害時の医療救護活動についての協定書(平成19年8月29日協定)第13条の規定に基づき設置された狛江市災害医療運営連絡会(以下「連絡会」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 連絡会は、別表に定める委員をもって構成する。

(会長)

第3条 連絡会に会長を置く。

2 会長は、狛江市総務部長をもって充てる。

3 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、狛江市総務部総務防災課長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 会議は、会長が招集する。

(事案の説明)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある者を連絡会に出席させ、事案について意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、狛江市総務部総務防災課において処理する。

付 則

この規約は、平成19年8月29日から施行する。

別表(第2条関係)

(狛江市災害医療運営連絡会委員)

狛江市医師会担当理事

多摩府中保健所長が推せんする職員

狛江消防署長が推せんする職員

狛江市総務部長

狛江市総務部総務防災課長

狛江市市民部産業生活課長

狛江市健康福祉部健康課長

調布警察署長が推せんする職員

## 災害時の医療救護活動実施細目

平成19年8月29日付をもって締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第14条に基づく細目は、次のとおりとする。

（救護所の設置）

第1条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき、次の場所に必要に応じ救護所を設置するものとする。

- （1）一時待避所
- （2）避難場所
- （3）避難所
- （4）甲が指定する後方医療施設
- （5）その他甲が定める場所

（実費弁償等）

第2条 前条により救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設、設備の損傷については甲が負担する。

（費用の請求、報告）

第3条 協定書第12条及び前条の定めによる甲が負担する費用の請求、報告については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により甲に請求、報告するものとする。

（1）医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式1）に各医療救護班ごとの「医療救護班活動報告・医療救護班員名簿」（様式1-1）及び「医療救護班診療記録」（様式1-2）を添えて請求するものとする。

（2）医療救護班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前（1）による様式1に「薬品・衛生材料使用報告書」（様式2）を添えて請求するものとする。

（3）医師、看護婦及びその他の者が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式3）に「事故疾病者概要」（様式3-1）を添えて報告するものとする。

（4）甲が実施する訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、前（1）から（3）の定めを準用する。

（5）後方医療施設および救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設、設備の損傷に係る実費弁償は、前（1）による様式1に「物件損傷等報告書」（様式4）を添えて請求するものとする。

（6）その他医療救護活動のために必要となる様式等については災害救助法施行規則（昭和38年規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

（費用の支払）

第4条 甲は、前条により請求、報告された費用等の内容を調査し、適当と認めるときは、医

療救護に係る費用弁償等に関する覚書により算定した額を、速やかに乙に支払うものとする。

(経過措置)

第5条 狛江市地域防災計画に定める後方医療施設の指定が行われるまでの間は、協定書及び本細目中の「後方医療施設」を「救急告示医療機関又は一般医療機関」に読みかえるものとする。

様式 1

費用弁償等請求書

平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害・訓練時  
医療救護活動に係る費用弁償等下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

	職種	延人数	単価	金額	備考
医療救護班 費用弁償					延 班 詳細は別紙のとおり
小計					〃
薬品衛生材料実費弁償					〃
施設設備実費弁償					〃
計					

平成 年 月 日

社団法人 狛江市医師会  
会長

印

狛 江 市 長 様

様式 1 - 1

医療救護班活動報告・医療救護班員名簿

第 班

氏 名	職 種	救護活動 場 所	活 動 期 間	救 護 実 績				
				死 亡	重 症	中 等 症	軽 症	計
			月 日 午前 午後 時 分					
			月 日 から 午前 午後 時 分					
			まで					
名	-	-	-					

注 医療機関を使用して救護活動を行った場合は、救護活動場所の欄に医療機関名と責任者名を記入すること。

様式 1 - 2

医療救護班診療記録

第 班

番 号	傷 病 者 氏 名	性 別	年 令	住 所	傷 病 名	程 度			処 置 概 要	備 考
						重	中	軽		

注 備考欄には、死亡又は転送先等を記入すること。

様式 2

薬品・衛生材料使用報告書

第 班

医療機関責 任者名	品名	使用量		薬価基準の購入価格		備考
		単位	数量	単価	金額	

様式3

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から同年 月 日まで

における災害訓練時医療救護活動において、別紙のとおり

事故傷病者が発生したので報告します。

平成 年 月 日

社団法人 狛江市医師会  
会長 印

狛 江 市 長 様

様式 3 - 1

事 故 傷 病 者 概 要

氏 名		性別	男・女	住所	
生年月日	M S 年 月 日生 T H	年令	歳	電話	
職 種	医師・看護師・ その他の者	第 班	勤務医療機関名		
傷 病 名		程 度	重症・中等症・軽症	転 帰	
外来・入院	( 月 日 )	診療(入院)医療機関名			
受傷 (発病) 日時	年 月 日 午前 午後 時 分頃	受傷 (発病) 場所			
受傷 (発病) 時の 状況					

様式 4

医 療 施 設 物 件 損 傷 報 告 書

医療機関

医療 所在地

医療 電話

物 件 名	損傷の種類	損傷の程度	数 量	単 価	金 額	備 考
計	-	-	-	-		

注

1. 医療機関ごとに記入すること。
2. 物件名欄は、建造物、器具及び自動車等を記入すること。
3. 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入すること。
4. 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能等と記入すること。
5. 単価の欄は、購入時の単価を記入すること。
6. 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入すること。

## 災害時の救護活動についての協定書

狛江市を「甲」とし、狛江市薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲からの要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第4条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品の集積場所における医薬品の仕分け、管理

(指揮命令)

第6条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

(薬剤師班の輸送)

第7条 薬剤師班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 薬剤師は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品の輸送は、原則として甲が行う。

(調剤費)

第9条 救護所等における調剤費は無料とする。

(防災訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成、その他補助員の派遣に伴うもの

ア 薬剤師班及びその他の補助員の編成に要する経費

イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 薬剤師班の薬剤師及びその他の補助員が医療救護所において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 防災訓練時における医療救護活動の(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成9年5月29日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市

代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号

あいとびあセンター2階狛江市薬剤師会事務所内

乙 狛江市薬剤師会

代表者 会長 嶋田 勝一

## 災害時の救護活動実施細目

狛江市(以下「甲」という。)と狛江市薬剤師会(以下「乙」という。)との間において平成9年5月29日に締結した「災害時の救護活動に関する協定書」(以下「協定書」という。)第12条に基づく細目は、次のとおりとする。

### (薬剤師班の構成)

第1条 協定書第2条に定める薬剤師班の構成は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師班: 1班3名とし、甲は乙に対し3班までの出動を要請できる。ただし、乙が(社)東京都薬剤師会災害対策本部より薬剤師班の要請があった場合は、2班までとする。
- (2) その他の補助: 災害時の救護活動により甲が必要と認めるときは、その他の補助を置くことができる。

### (医薬品等供給要請の特例)

第2条 甲は、災害状況により必要と認めるときは、乙に対し、(社)東京都薬剤師会京王支部が管理する医薬品管理センター(京王地区管理センター)並びに乙に所属する会員の薬局・薬店が災害発生時点で所有する医薬品・衛生材料等の供給を要請する。

乙は、これを受け、甲の要請に早急に応じられるよう同管理センターに対して、供給可能な医療用医薬品の提供を求め、また、乙に所属する会員薬局・薬店が所有する一般用医薬品・衛生材料等の供給に努めることとする。

### (費用弁償等)

第3条 前条により医薬品管理センターより甲に供給した医療用医薬品は、原則として公定薬価(消費税込み)により、甲が負担するものとする。また、乙が所属する薬局・薬店の所有する一般用医薬品については、実費とする。また、前条により医薬品管理センター並びに薬局・薬店の施設において、救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

### (費用弁償等の請求・報告)

第4条 協定書第11条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、薬剤師班による救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により請求・報告するものとする。

- (1) 薬剤師派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」(様式1)に各薬剤班ごとの「薬剤師班活動報告及び班員名簿」(様式1-1)を添えて請求するものとする。
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前(1)による様式1に、「医薬品・衛生材料等使用報告書」(様式2)を添えて請求するものとする。
- (3) 薬剤師班の薬剤師及びその他の補助が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、

又は死亡した場合は、「事故報告書」(様式3)に「事故疾病者概要」(様式3-1)を添えて報告するものとする。

- (4) 甲が実施する防災訓練に参加する薬剤師班に係る費用弁償等については、前(1)から(3)の定めを準用する。
- (5) 本細目第3条に定めた医薬品管理センター及び薬局・薬店の施設につき、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る費用弁償は、前(1)による様式1に「物件損傷等報告書」(様式4)を添えて請求するものとする。
- (6) その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行規則(昭和38年規則第136号)で定める様式を準用するものとする。

(費用弁償等の支払)

第5条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、相当と認めるときは、協定書第11条第2項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本実施細目書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成9年5月29日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市  
代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号

あいとびあセンター2F狛江市薬剤師会事務所内  
乙 狛江市薬剤師会  
代表者 会長 嶋田 勝一

様式 1

## 費用弁償等請求書

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける 災害 時  
訓練

救護活動に係る費用弁償等下記のとおり請求します。

記

金 円也

	職 種	延人員数	単 価	金 額	備 考
薬 剤 師 班 実 費 弁 償					延  班  詳細は別紙のと おり
小計					
医薬品・衛生材料 等 実 費 弁 償					同 上
施設・設備等 実 費 弁 償					同 上
計					

年 月 日

印

狛 江 市 長 様

様式 1 1

## 薬 剤 師 班 活 動 報 告 及 び 班 員 名 簿

薬剤師会 支 部 名	所属支部等 責任者名	氏 名	職 種	救護活動 期 間	救護活動場所	救 護 活 動 内 容
				月 日 午前 午後 時 分から  午前 午後 時 分まで		
				月 日 午前 午後 時 分から  午前 午後 時 分まで		
				月 日 午前 午後 時 分から  午前 午後 時 分まで		
計						



様式3

## 事 故 報 告 書

平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける 災害 時  
訓練

救護活動において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

平成 年 月 日

印

狛 江 市 長 様

様式 3 1

## 事 故 傷 病 者 概 要

氏名		性別	男・女	年齢		住所	
職種	所 属 機 関・団 体 名						
傷病名				程度	重傷・中等症・軽度	転帰	
外来・入院 (      月      日)		診 療 (入 院) 医 療 機 関 名					
受 傷 ( 発 病 ) 日 時		年      月      日		午前 時      分 午後			
受 傷 ( 発 病 ) 場 所							
受 傷 ( 発 病 ) の 状 況							

様式 4

# 物 件 損 傷 報 告 書

施 設 名 及び所在地	物 件 名	損傷の 種 類	損傷の 程 度	数 量	単 価	金 額	備 考
計							

- 注 1. 施設ごとに記入してください。
2. 物件名欄は、建造物、機器類及び自動車等を記入してください。
3. 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入してください。
4. 破損の程度欄は、全壊、半壊、使用不能等、具体的に記入してください。
5. 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入してください。

## 災害時の歯科医療救護活動についての協定書

狛江市を「甲」とし、狛江市歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- |              |       |
|--------------|-------|
| (1) 歯科医師     | } 若干名 |
| (2) 歯科衛生士    |       |
| (3) その他の補助事務 |       |

(歯科医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科医療・衛生指導
- (4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合

(2) 合同訓練等における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成10年2月16日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市

代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号

あいとびあセンター内

乙 狛江市歯科医師会

代表者 会長 大中 由吉

## 災害時の歯科医療救護活動実施細目

平成10年2月16日付をもって締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第12条に基づく細目は、次のとおりとする。

（救護所設置の特例）

第1条 甲は、避難所等に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、狛江市地域防災計画に基づき、甲が指定した後方医療施設に歯科医療救護所を設置する。

2 甲は、被害状況により必要を認めたときは、前項による後方医療施設のほか、歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に歯科医療救護所を設置する。

（費用弁償等）

第2条 前条により歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

第3条 協定書第11条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、歯科医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により甲に請求・報告するものとする。

（1） 歯科医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式1）に各歯科医療救護班ごとの「歯科医療救護班活動報告・歯科医療救護班員名簿」（様式1-1）及び「歯科医療救護班診療記録」（様式1-2）を添えて請求するものとする。

（2） 歯科医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前（1）による様式1に、「薬品・衛生材料使用報告書」（様式2）を添えて請求するものとする。

（3） 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式3）に「事故疾病者概要」（様式3-1）を添えて報告するものとする。

（4） 甲が実施する合同訓練に参加する歯科医療救護班に係る費用弁償等については、前（1）から（3）の定めを準用する。

（5） 後方医療施設及び歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費弁償は、前（1）による様式1に「物件損傷等報告書」（様式4）を添えて請求するものとする。

（6） その他歯科医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行規則細則（昭和38年規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第4条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、適当と認めたと

きは、協定書第11条第2項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本実施細目書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成10年2月16日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
甲 東京都狛江市  
代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号  
あいとびあセンター内  
乙 狛江市歯科医師会  
代表者 会長 大中 由吉

## 災害時等における狛江市と(株)ジェイコム関東との 相互協力に関する協定書

狛江市を「甲」とし、株式会社ジェイコム関東を「乙」とし、災害時等の相互協力に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地域における甲乙の役割と使命にかんがみ、狛江市内ので地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)の発生に備えて、平常時から相互に協力するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市民に迅速かつ正確な情報を伝えるため、災害情報の放送等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙に対し、災害情報等の放送を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲が第2条の規定により災害情報の放送を要請したときは、放送の形式、内容等を自主的に決定し、これに協力するものとする。

(放送料)

第5条 前条の放送にかかわる放送料は、無料とする。ただし、その放送が長期間にわたる場合は甲乙別途協議するものとする。

(平常時の協力)

第6条 甲及び乙は、災害時の相互協力を円滑に実施するため、平常時より次の事項について、相互に協力するものとする。

- (1) 防災訓練および防災意識の向上に係る普及啓蒙活動に関すること。
- (2) 災害時におけるケーブルテレビの活用に関する調査研究並びにケーブルテレビに施設整備の推進に関すること。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、災害情報の放送等が確実かつ円滑に実施できるよう、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期間は、平成21年4月11日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の2日前までに甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の協定書の各事項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙は協定締結の主旨に従い、誠意を持って協議の上、解決に当たるものとする。

この協定締結の証として協定書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。

平成21年4月11日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
甲 狛江市  
狛江市長 矢野 裕

東京都港区芝大門1-1-30 芝NBFタワー  
乙 株式会社ジェイコム関東  
代表取締役社長 古賀 祐治

## 災害時における米穀供給に関する協力協定書

狛江市と狛江市米穀商組合(以下「組合」という)とは、食糧の応急給与を必要とする風水害、地震、その他の災害(以下「災害」という。)が市内に発生した場合、市民に対する応急用米穀の確保を図るため、次のとおり協力協定を締結する。

(目的)

第1条 災害が発生した場合、市民の生命と財産を守り、生活を保障することを基本的な施策とし、災害時の食糧を確保することを目的とする。

この確保については、市の備蓄と組合の積極的な協力を得て対処するものとする。

(協力)

第2条 組合は、災害時における市民の食糧の確保を基本的な責務と考え、狛江市長(以下「市長」という。)の協力要請(以下「要請」という。)に対して、協力するものとする。

2 組合は、所属各組合員の店舗(13店舗)に平均600kgを、組合全体として7,800kgの精米を災害時に市長の要請に対して優先的に供給するものとする。

(要請手続)

第3条 市長は、災害が発生し米穀を調達する必要があるときは、組合に米穀の供給について要請する。

2 組合に対する要請手続は、狛江市総務部総務防災課が担当する。ただし、状況により狛江市の各部の部長から組合に対し要請することができる。

3 要請に当たっては、米穀の必要数量、納入場所を明確に伝えるものとする。

(業務)

第4条 組合は、市長の要請に対して指定数量の米穀を指定納入場所に納入するものとする。

(代金の支払い)

第5条 組合は、米穀納入後、米穀の代金(災害時の標準価格による。)及び所要経費を市長に請求するものとする。

2 市長は、請求された米穀代金等については、速やかに支払うものとする。

(看板の供与)

第6条 市長は、組合の同意のもとに「狛江市災害時米穀供給協力店」の看板を、組合員の店頭に掲示するため供与する。

(協議)

第7条 この協力協定の実施に関して必要な事項及び協力協定に規定する以外の手続については、その都度市長と組合との両者が協議して定めるものとする。

(効力)

第8条 この協力協定は、平成7年10月1日から効力を有するものとする。

この協力協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、双方署名押印のうえ各1通を保有す

るものとする。

平成7年10月1日

狛江市 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
代表者狛江市長 石井三雄

狛江市米穀商組合東京都狛江市岩戸北一丁目24番12号  
代表者組 会長 久野清

## 災害時における救護物資の供給に関する協力協定書

災害時における生活必需品等救護物資(以下「物資」という。)の供給に関し、狛江市(以下「甲」という。)と株式会社京王ストア(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は狛江市に地震・風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく物資確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、市民に対する物資の確保および円滑な給与を図ることを目的とする。

(提供要請)

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、乙の和泉店及び、駒井店の店長に対し、物資の品目、数量、納品日時、その他必要な事項を明確にして要請するものとする。

(供給内容)

第3条 乙が供給する物資は食糧、飲料水、調味料、日用品類等とする。

(協力)

第4条 乙は、物資を甲の供給要請に対して協力する。

2 前項の協力の範囲は次のとおりとする。

物資の提供

(指示)

第5条 乙の協力に係る指示および連絡調整については、災対市民部長、もしくは代行する者が行うものとする。

(協定単価)

第6条 物資の協定単価は、災害発生直前における小売価格とする。

(業務)

第7条 乙は、甲の要請に対して指定数量を、在庫量の範囲内で提供するものとする。

(請求および支払)

第8条 乙は業務終了後速やかに甲に報告し、物資代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された物資代金等については、その内容を確認の上できる限り速やかに支払うものとする。

(協定期間および自動更新)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年7月1日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都多摩市関戸一丁目7番地4  
株式会社京王ストア  
代表者 代表取締役社長 内藤 雅浩

## 災害時における救護物資の供給に関する協力協定書

災害時における生活必需品等救護物資(以下「物資」という。)の供給に関し、狛江市(以下「甲」という。)と小田急商事株式会社(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は狛江市に地震・風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく物資確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、市民に対する物資の確保及び円滑な給与を図ることを目的とする。

(提供要請)

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、乙の狛江店の店長に対し、物資の品目、数量、納品日時、納品場所、その他必要な事項を明確にして要請するものとする。

(供給内容)

第3条 乙が供給する物資は食糧、飲料水、調味料、衣料、日用品類等とする。

(協力)

第4条 乙は、物資を甲の供給要請に対して協力する。

2 前項の協力の範囲は次のとおりとする。

物資の提供及び運搬

(指示)

第5条 乙の協力に係る指示及び連絡調整については、狛江市災害対策本部条例施行規則(昭和39年規則第10号)第6条に基づく災対市民部長、若しくは代行する者が行うものとする。

(費用弁償および経費負担)

第6条 甲は、乙が提供した物資に係る実費を弁償するものとする。

甲は、乙が物資の搬送に要した費用を負担するものとする。

(協定単価)

第7条 物資の協定単価は、災害発生直前における小売単価とする。

(業務)

第8条 乙は、甲の要請に対して指定数量を指定納入場所に納入するものとする。

(請求および支払)

第9条 乙は業務終了後速やかに甲に報告し、物資代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された物資代金等については、その内容を確認の上できる限り速やかに支払うものとする。

(報告)

第10条 乙はこの協定の締結にあたり、提供できる数量等を甲に報告するものとする。

(協定期間および自動更新)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年7月15日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都世田谷区経堂二丁目1番31号  
小田急商事株式会社  
代表者 取締役社長 杉本 龍二

## 災害時における救護物資の供給に関する協力協定書

災害時における生活必需品等救護物資(以下「物資」という。)の供給に関し、狛江市(以下「甲」という。)と株式会社三和(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は狛江市に地震・風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく物資確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、市民に対する物資の確保及び円滑な給与を図ることを目的とする。

(提供要請)

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、乙の狛江店の店長に対し、物資の品目、数量、納品日時、納品場所、その他必要な事項を明確にして要請するものとする。

(供給内容)

第3条 乙が供給する物資は食糧、飲料水、調味料等とする。

(協力)

第4条 乙は、物資を甲の供給要請に対して協力する。

2 前項の協力の範囲は次のとおりとする。

物資の提供及び運搬

(指示)

第5条 乙の協力に係る指示及び連絡調整については、狛江市災害対策本部条例施行規則(昭和39年規則第10号)第6条に基づく災対市民部長、若しくは代行する者が行うものとする。

(費用弁償および経費負担)

第6条 甲は、乙が提供した物資に係る実費を弁償するものとする。

甲は、乙が物資の搬送に要した費用を負担するものとする。

(協定単価)

第7条 物資の協定単価は、災害発生直前における小売価格とする。

(業務)

第8条 乙は、甲の要請に対して指定数量を指定納入場所に納入するものとする。

(請求および支払)

第9条 乙は業務終了後速やかに甲に報告し、物資代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された物資代金等については、その内容を確認の上できる限り速やかに支払うものとする。

(報告)

第10条 乙はこの協定の締結にあたり、提供できる数量等を甲に報告するものとする。

(協定期間および自動更新)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年7月15日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

神奈川県相模原市麻溝台三丁目4番11号

株式会社三和

代表者 代表取締役 小山 克巳

## 災害時における障害物除去等応急措置に関する協定書

狛江市と狛江市建設業協会（以下「協会」という。）は、災害応急措置を必要とする大規模な風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命の安全と生活を維持するため、相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 狛江市は、災害が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命と財産を守り、生活を保障することを基本的な施策とし、被害の応急工事の実施及び災害復旧を図るなど応急措置について、市独自の計画を作成し、その推進を図るとともに、協会の積極的な協力を得ることにより、その実現に努力する。

### （協力）

第2条 協会は、市内に災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合において、市民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、狛江市長（以下「市長」という。）の要請に対して、積極的に協力するものとする。

### （要請手続）

第3条 協会に対する市長の要請手続は、協会側の連絡体制によるものとし、その要請は、狛江市建設部長が担当する。ただし、状況により狛江市各部の部長から協会に対し要請する場合もあることとする。

2 前項の要請にあたっては、その災害現場の状況により必要な人員、機材等について要請するものとする。

### （活動業務）

第4条 市長の要請により、指定場所に到着した協会会員（以下「会員」という。）は、市職員の指示により応急作業を実施するものとする。

2 協会長（以下「会長」という。）は、災害の状況により緊急を要すると判断し、市長の要請を待たずに応急作業を実施した場合は、初動後、直ちに市長に対し、応急作業の概要を報告するものとする。

### （経費負担）

第5条 会長は、作業終了後狛江市に対し、応急作業に要した資機材等の所要経費を請求するものとする。

2 狛江市は、前項の所要経費を速やかに支払うものとする。

### （供与）

第6条 市長は、協会の同意のもとに会員の事務所又は店頭に掲示するため「狛江市災害応急措置協力員」の看板を供与する。

(公務災害補償)

第7条 市長の要請により出勤した会員に人身事故が発生し、その会員に「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号)の適用がなされない場合は、「東京都市町村消防団員等災害補償等組合補償条例」(昭和41年条例第8号)の規定に準じて狛江市が補償するものとする。

(連絡)

第8条 会長は、市長の要請により災害時に対応できる人員、資機材等の状況及び連絡体制について、毎年3月と9月に市長へ連絡するものとする。

(協議)

第9条 この協力協定の実施に関して必要な事項及び協定以外の手続については、その都度狛江市と協会との両者が協議して定めるものとする。

(付則)

第10条 この協力協定は、昭和57年12月1日より効力を有するものとする。

この協力協定成立を証するため、当事者は、記名、押印のうえ、各1通を保有するものとする。

昭和57年12月1日

東京都狛江市長 吉岡 金四郎

狛江市建設業協会会長 渡辺 一郎

## 災害時における障害物除去等応急措置に関する協定書

狛江市と狛江市建設業協力会（以下「狛江会」という。）は、災害応急措置を必要とする大規模な風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命の安全と生活を維持するため、相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 狛江市は、災害が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命と財産を守り、生活を保障することを基本的な施策とし、被害の応急工事の実施及び災害復旧を図るなど応急措置について、市独自の計画を作成し、その推進を図るとともに、狛江会の積極的な協力を得ることにより、その実現に努力する。

（協力）

第2条 狛江会は、市内に災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合において、市民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、狛江市長（以下「市長」という。）の要請に対して、積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 狛江会に対する市長の要請手続は、狛江会側の連絡体制によるものとし、その要請は、狛江市建設部長が担当する。ただし、状況により狛江市各部の部長から狛江会に対し要請する場合もあることとする。

2 前項の要請にあたっては、その災害現場の状況により必要な人員、機材等について要請するものとする。

（活動業務）

第4条 市長の要請により、指定場所に到着した狛江会会員（以下「会員」という。）は、市職員の指示により応急作業を実施するものとする。

2 狛江会会長（以下「会長」という。）は、災害の状況により緊急を要すると判断し、市長の要請を待たずに応急作業を実施した場合は、初動後、直ちに市長に対し、応急作業の概要を報告するものとする。

（経費負担）

第5条 会長は、作業終了後狛江市に対し、応急作業に要した資機材等の所要経費を請求するものとする。

2 狛江市は、前項の所要経費を速やかに支払うものとする。

（公務災害補償）

第6条 市長の要請により出勤した会員に人身事故が発生し、その会員に「労災青災青神償保険法」、（昭和22年法律第50号）の適用がなされない場合は、「東京都市町村消防団員等災害補償等組合補償条例」（昭和41年条例第8号）の規定に準じて狛江市が補償するものとする。

(連絡)

第7条 会長は、市長の要請により災害時に対応できる人員、資機材等の状況及び連絡体制について、毎年3月と9月に市長へ連絡するものとする。

(協議)

第8条 この協力協定の実施に関して必要な事項及び協定以外の手続については、その都度狛江市と狛江会との両者が協議して定めるものとする。

(付則)

第9条 この協力協定は、昭和57年12月1日より効力を有するものとする。

この協力協定成立を証するため、当事者は、記名、押印のうえ、各1通を保有するものとする。

昭和57年12月1日

東京都狛江市長

狛江市建設業協会会長

吉岡 金四郎

榛沢 真仲

## 災害時における障害物除去等の応急措置に関する協力協定書

災害時における障害物除去等応急措置（以下「災害応急措置」という。）に関する協力業務について、狛江市（以下「甲」という。）と狛江造園組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は狛江市に地震、風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく災害応急対策の一環として、乙の協力を依頼するものとする。

（協力依頼）

第2条 甲は、災害時に災害応急措置実施の必要があると認めたときは、乙に対し次に掲げる事項について協力を依頼するものとする。

- （1） 災害時における倒木等障害物除去作業に関すること。
- （2） 倒壊建物等からの救出救助活動に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務に関すること。

（依頼連絡）

第3条 乙の協力をに係る依頼の連絡については、災対建設環境部長もしくは、代行する者が行うものとする。

（緊急対応）

第4条 災害の状況により、乙が緊急を要すると判断し、甲の依頼を待たずに応急作業を実施した場合は、初動後、直ちに甲に対し応急作業の概要を報告するものとする。

（経費負担）

第5条 乙は、作業終了後、甲に対し応急作業に要した所要経費を請求するものとする。

2 甲は、前項の所要経費は速やかに支払うものとする。

（報告）

第6条 乙は甲の依頼により災害時に対応できる人員、資機材等の状況及び連絡体制について甲に報告する。

（協定期間及び自動更新）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙

協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成20年1月29日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市中和泉三丁目2番9号

狛江造園組合

代表者 組合長 白井 恭男

## 災害時における水道施設及び下水道施設の応急措置に関する協定書

狛江市と管工事組合（以下「組合」という。）は、災害応急措置を必要とする大規模な風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命の安全と生活を維持するため、相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 狛江市は、災害が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命と財産を守り、生活を保障することを基本的な施策とし、被害の応急工事の実施及び災害復旧を図るなど応急措置について、市独自の計画を作成し、その推進を図るとともに、組合の積極的な協力を得ることにより、その実現に努力する。

（協力）

第2条 組合は、市内に災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合において、市民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、狛江市長（以下「市長」という。）の要請に対して、積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 組合に対する市長の要請手続は、組合側の連絡体制によるものとし、その要請は、狛江市建設部長が担当する。ただし、状況により狛江市各部の部長から組合に対し要請する場合もあることとする。

2 前項の要請にあたっては、その災害現場の状況により必要な人員、機材等について要請するものとする。

（活動業務）

第4条 市長の要請により、指定場所に到着した組合員は、市職員の指示により応急作業を実施するものとする。

2 組合長は、災害の状況により緊急を要すると判断し、市長の要請を待たずに応急作業を実施した場合は、初動後、直ちに市長に対し、応急作業の概要を報告するものとする。

（経費負担）

第5条 組合長は、作業終了後狛江命に対し、応急作業に要した資機材等の所要経費を請求するものとする。

2 狛江市は、前項の所要経費を速やかに支払うものとする。

（供与）

第6条 市長は、協会の同意のもとに会員の事務所又は店頭に掲示するため「狛江市災害応急措置協力員」の看板を供与する。

（公務災害補償）

第7条 市長の要請により出勤した組合員に人身事故が発生し、その会員に「労働者災害補償保

険法」(昭和22年法律第50号)の適用がなされない場合は、「東京都市町榭消防団員等災害補償等組合補償条例」(昭和41年条例第8号)の規定に準じて狛江市が補償するものとする。

(協議)

第8条 この協力協定の実施に関して必要な事項及び協定以外の手続については、その都度狛江市と組合との両者が協議して定めるものとする。

(付則)

第9条 この協力協定は、平成7年9月1日より効力を有するものとする。

この協力協定成立を証するため、当事者は、記名、押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成7年9月1日

東京都狛江市長 石井三雄

狛江市管工事組合長 絹山孝一

## 災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書

災害時における応急燃料の供給業務等の協力に関し、狛江市（以下「甲」という。）と大久保商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に必要な応急燃料等を、乙の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図るため必要な事項を定めるものである。

（協力要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生した場合において応急対策のための燃料（緊急車両及び自家発電他の燃料等含む。）を調達する必要があるときは、乙に対し燃料等の供給を要請するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、この協定による協力の要請をするときは、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第4条 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、甲から要請を受けた事項に対し、特別な理由がない限り直ちに必要な措置をとるものとする。

（価格及び請求）

第5条 乙は、甲の要請により供給する燃料等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

2 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（協定期間及び自動更新）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

第8条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙

協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年8月1日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市中和泉三丁目29番15号  
大久保商事株式会社  
代表取締役 大久保 幸二

## 災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書

災害時における応急燃料の供給業務等の協力に関し、狛江市（以下「甲」という。）と東京コスモ石油協同組合狛江一の橋サービスステーション（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に必要な応急燃料等を、乙の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図るため必要な事項を定めるものである。

（協力要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生した場合において応急対策のための燃料（緊急車両及び自家発電他の燃料等含む。）を調達する必要があるときは、乙に対し燃料等の供給を要請するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、この協定による協力の要請をするときは、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第4条 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、甲から要請を受けた事項に対し、特別な理由がない限り直ちに必要な措置をとるものとする。

（価格及び請求）

第5条 乙は、甲の要請により供給する燃料等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

2 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（協定期間及び自動更新）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

第8条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年8月1日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市岩戸北四丁目12番28号

東京コスモ石油協同組合

狛江一の橋サービスステーション

所長 高橋 文男

## 災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書

災害時における応急燃料の供給業務等の協力に関し、狛江市（以下「甲」という。）と富永商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に必要な応急燃料等を、乙の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図るため必要な事項を定めるものである。

（協力要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生した場合において応急対策のための燃料（緊急車両及び自家発電他の燃料等含む。）を調達する必要があるときは、乙に対し燃料等の供給を要請するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、この協定による協力の要請をするときは、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第4条 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、甲から要請を受けた事項に対し、特別な理由がない限り直ちに必要な措置をとるものとする。

（価格及び請求）

第5条 乙は、甲の要請により供給する燃料等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

2 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（協定期間及び自動更新）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

第8条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙

協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年8月1日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市西野川三丁目10番12号

富永商事株式会社 小足立給油所

専務 富永 幸伸

## 災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書

災害時における応急燃料の供給業務等の協力に関し、狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ニシヤマ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に必要な応急燃料等を、乙の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図るため必要な事項を定めるものである。

（協力要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生した場合において応急対策のための燃料（緊急車両及び自家発電他の燃料等含む。）を調達する必要があるときは、乙の狛江給油所及び、和泉本町給油所に対し燃料等の供給を要請するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、この協定による協力の要請をするときは、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第4条 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、甲から要請を受けた事項に対し、特別な理由がない限り直ちに必要な措置をとるものとする。

（価格及び請求）

第5条 乙は、甲の要請により供給する燃料等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

2 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（協定期間及び自動更新）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

第8条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙

協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年8月1日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市岩戸北四丁目19番11号  
株式会社ニシヤマ  
代表取締役 西山 嘉則

## 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と調布狛江LPガス商工組合（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるプロパンガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は狛江市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲がプロパンガス、ガスホース等炊き出し活動に火力を得るため必要な物品（以下「プロパンガス等」という。）の供給を乙から受けることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 協力要請は、次のとおりとする。

（1）災害が発生し、被災者が避難所等において炊き出し活動等を必要とするときは、甲は乙にプロパンガス等の供給を要請することができる。

（2）甲は乙に協力を要請する場合は、日時、数量、納入場所、その他必要な事項を明確にして、要請するものとする。

### （協力）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請があったときは、特別の事由のない限り協力するものとする。

2 前項の協力の範囲は次のとおりとする。

（1）プロパンガス等の提供

（2）プロパンガス等の運搬、設置及び指導

### （業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に従う場合において、プロパンガス等の納品場所に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、甲の職員が派遣されていないときは、要請内容のとおりプロパンガス等を納入するものとする。

2 乙は、前項の規定によるプロパンガス等の納入に当たっては、十分な安全性を確保した上で、プロパンガス等を設置するものとする。

3 乙は、安全性を確保するために納入場所で当該プロパンガス等を扱う者に対して十分な指導をするものとする。

### （経費の支払）

第5条 甲は、プロパンガス等の納入後、第3条第2項各号の規定に係るプロパンガス等の代金（第6条の協定単価による。）及び所要経費を支払うものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、速やかに支払うものとする。

(協定単価)

第6条 この協定に基づくプロパンガス等の協定単価は、災害直前における卸売単価とする。

(報告)

第7条 乙は、この協定の締結にあたり、供給することのできるプロパンガス等の数量等を、甲に報告するものとする。

(協定期間及び自動更新)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を管する。

平成19年8月19日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都調布市国領町5丁目50番1号  
調布狛江LPガス商工組合  
組合長 金山 秀秋

## 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ニシヤマ（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるプロパンガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は狛江市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲がプロパンガス、ガスホース等炊き出し活動に火力を得るため必要な物品（以下「プロパンガス等」という。）の供給を乙から受けることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 協力要請は、次のとおりとする。

（1）災害が発生し、被災者が避難所等において炊き出し活動等を必要とするときは、甲は乙にプロパンガス等の供給を要請することができる。

（2）甲は乙に協力を要請する場合は、日時、数量、納入場所、その他必要な事項を明確にして、要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請があったときは、特別の事由のない限り協力するものとする。

2 前項の協力の範囲は次のとおりとする。

（1）プロパンガス等の提供

（2）プロパンガス等の運搬、設置及び指導

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に従う場合において、プロパンガス等の納品場所に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、甲の職員が派遣されていないときは、要請内容のとおりプロパンガス等を納入するものとする。

2 乙は、前項の規定によるプロパンガス等の納入に当たっては、十分な安全性を確保した上で、プロパンガス等を設置するものとする。

3 乙は、安全性を確保するために納入場所で当該プロパンガス等を扱う者に対して十分な指導をするものとする。

（経費の支払）

第5条 甲は、プロパンガス等の納入後、第3条第2項各号の規定に係るプロパンガス等の代金（第6条の協定単価による。）及び所要経費を支払うものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（協定単価）

第6条 この協定に基づくプロパンガス等の協定単価は、災害直前における卸売単価とする。

(報告)

第7条 乙は、この協定の締結にあたり、供給することのできるプロパンガス等の数量等を、甲に報告するものとする。

(協定期間及び自動更新)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を管する。

平成19年8月19日

甲

東京都狛江市和泉本町1丁目1番5号  
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市岩戸北4丁目19番11号  
株式会社ニシヤマ  
代表取締役 西山 嘉則

## 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と野村燃料店（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるプロパンガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は狛江市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲がプロパンガス、ガスホース等炊き出し活動に火力を得るため必要な物品（以下「プロパンガス等」という。）の供給を乙から受けることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 協力要請は、次のとおりとする。

- （1）災害が発生し、被災者が避難所等において炊き出し活動等を必要とするときは、甲は乙にプロパンガス等の供給を要請することができる。
- （2）甲は乙に協力を要請する場合は、日時、数量、納入場所、その他必要な事項を明確にして、要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請があったときは、特別の事由のない限り協力するものとする。

2 前項の協力の範囲は次のとおりとする。

- （1）プロパンガス等の提供
- （2）プロパンガス等の運搬、設置及び指導

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に従う場合において、プロパンガス等の納品場所に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、甲の職員が派遣されていないときは、要請内容のとおりプロパンガス等を納入するものとする。

2 乙は、前項の規定によるプロパンガス等の納入に当たっては、十分な安全性を確保した上で、プロパンガス等を設置するものとする。

3 乙は、安全性を確保するために納入場所で当該プロパンガス等を扱う者に対して十分な指導をするものとする。

（経費の支払）

第5条 甲は、プロパンガス等の納入後、第3条第2項各号の規定に係るプロパンガス等の代金（第6条の協定単価による。）及び所要経費を支払うものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（協定単価）

第6条 この協定に基づくプロパンガス等の協定単価は、災害直前における卸売単価とする。

(報告)

第7条 乙は、この協定の締結にあたり、供給することのできるプロパンガス等の数量等を、甲に報告するものとする。

(協定期間及び自動更新)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を管する。

平成19年8月19日

甲

東京都狛江市和泉本町1丁目1番5号  
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市中和泉5丁目18番26号  
野村燃料店 店主 野村 信夫

## 災害時におけるボランティア活動としての理容

### サービス業務の提供に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合多摩府中南支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内に地震等の災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）において、乙が業務を提供するに当たっての必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難状態が概ね2週間を経過し、かつ、引き続き避難状態が継続されると認められる場合をいう。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第1項に定める理容とする。

2 前項の規定に係わらず、避難所において感染症が発生し、又は感染症が発生するおそれがある場合等で、業務を中止、中断又は一部制限する必要があると認めるときは、甲は乙に対して必要な措置を指示し、乙は当該指示に従うものとする。

（業務の提供者）

第4条 業務の提供者は、理容師法に定める理容師免許を有する者で、乙の組合員及び乙の組合員の経営する理容店の従業員（以下「組合員等」という。）とする。

（業務を受けることができる者）

第5条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民のうち、身体的理由により理容店へ出向くことが困難で、かつ、避難生活が長期化している者とする。

（業務の要請）

第6条 甲は、避難生活が長期化した場合において、乙に対し業務の提供を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に業務の提供を要請するときは、理容サービス業務の提供要請書（第1号様式）により要請するものとする。

（業務の提供及び報告）

第7条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、組合員等を甲の指定する避難所へ派

遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、理容サービス業務の提供報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙の業務の提供に係る費用は無料とする。ただし、化粧品等の消耗品（以下「消耗品」という。）に係る費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の通常価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の請求及び支払い）

第9条 乙は、業務終了後、速やかに前条第2項の規定により決定した消耗品の費用を明細書添付のうえ甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（損害賠償）

第10条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項の賠償責任に対応するため、業務開始前にボランティア保険に加入するものとする。

（資料提供及び組合員名簿の提出）

第11条 甲は、乙に対して避難所の所在地等の防災関係資料を提供するものとする。

2 乙は、毎年4月に組合員名簿（所在、氏名及び連絡先が記載されたもの）を甲に提出するものとする。

（協定期間）

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 21 年 4 月 1 日

狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

甲 狛江市

代表者 狛江市長 矢野 裕

狛江市和泉本町 4 - 7 - 27 - 105

乙 東京都理容生活衛生同業組合多摩府中南支部

代表者 狛江地区長 関 幸 一

第1号様式

年 月 日

理容サービス業務の提供要請書

東京都理容生活衛生同業組合  
多摩府中南支部狛江地区長 様

狛江市災害対策本部長  
狛江市長

災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定第6条第1項の規定に基づき、次のとおり業務の提供を要請します。

業務提供を受ける人数	概ね 名
希望実施日時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで
実施場所	
業務内容	散髪 ・ 洗髪 ・ 顔剃り
備考	

連絡先：狛江市・狛江市災害対策本部 部  
課・班

担当者

電話 ( )

FAX ( )

第2号様式

年 月 日

理容サービス業務の提供報告書

狛江市災害対策本部長

狛江市長

様

東京都理容生活衛生同業組合多摩府中南支部

狛江地区長

年 月 日付理容サービス業務の提供要請書で要請のありました業務を完了しましたので、次のとおり報告します。

希望実施日時	年 月 日 ( )	
実施場所		
業務提供を受けた人数 及び業務別内訳	人	
	うち	
	1 散髪	人
	2 洗髪	人
業務提供者	3 顔剃り	人
	住所	氏名
備考		

担当者：

電話

( )

## 災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社加藤商事（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるし尿収集車両等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲がし尿の収集及び運搬（以下「収集等」という。）に必要な車両、作業員及び資機材（以下「し尿収集車両等」という。）の供給を乙から受けることに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 狛江市内に災害が発生し、避難所等に設置された貯留式仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になったときは、甲は乙に対し、し尿収集車両等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は原則として、し尿収集車両等を供給する日時、場所、台数、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

2 乙の協力は、保有するし尿収集車両の範囲内で行うものとし、できる限り収集等に必要な作業員を付けるものとする。

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、し尿収集車両等の供給を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、し尿収集車両等を供給するものとする。

（経費の支払）

第5条 乙は、し尿収集車両等の供給後、甲に対し第7条に定める協定単価に従いし尿収集車両等の経費に係わる経費を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係わる代金を速やかに支払うものとする。

（供給可能なし尿収集車両の台数等の報告）

第6条 乙は、甲に供給することのできるし尿収集車両の台数その他必要な事項については、この協定締結後に甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(協定単価)

第7条 この協定に基づきし尿収集車両等の供給に係わる経費は、災害発生直前におけるし尿収集運搬料金の単価によるものとする。

(協定期間および自動更新)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年8月30日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市東野川二丁目14番2号  
株式会社加藤商事  
代表者 代表取締役 加藤 敬

## 災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と日本衛生興業株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるし尿収集車両等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲がし尿の収集及び運搬（以下「収集等」という。）に必要な車両、作業員及び資機材（以下「し尿収集車両等」という。）の供給を乙から受けることに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 狛江市内に災害が発生し、避難所等に設置された貯留式仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になったときは、甲は乙に対し、し尿収集車両等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は原則として、し尿収集車両等を供給する日時、場所、台数、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

2 乙の協力は、保有するし尿収集車両の範囲内で行うものとし、できる限り収集等に必要な作業員を付けるものとする。

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、し尿収集車両等の供給を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、し尿収集車両等を供給するものとする。

（経費の支払）

第5条 乙は、し尿収集車両等の供給後、甲に対し第7条に定める協定単価に従いし尿収集車両等の経費に係わる経費を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係わる代金を速やかに支払うものとする。

（供給可能なし尿収集車両の台数等の報告）

第6条 乙は、甲に供給することのできるし尿収集車両の台数その他必要な事項については、この協定締結後に甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(協定単価)

第7条 この協定に基づきし尿収集車両等の供給に係わる経費は、災害発生直前におけるし尿収集運搬料金の単価によるものとする。

(協定期間および自動更新)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年8月30日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都世田谷区砧五丁目1番1号

日本衛生興業株式会社

代表者 代表取締役 近藤 弘良

## 災害時における仮設トイレの賃借に関する協定書

災害時における仮設トイレの賃借に関し、狛江市（以下「甲」という。）とミゼット電気株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震、風水害その他の災害が発生し、甲の指定する避難所等の開設に必要な設備である仮設トイレが甲の備蓄する数量では十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づくし尿処理体制の一環として、乙の協力を得ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生した場合において乙の所有する仮設トイレの借入が必要であると認めるときは、乙に仮設トイレの借入を要請するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は乙に対しこの協定による協力の要請をするときは、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前2条の規定による甲からの要請があったときは特別の事由がない限り、直ちに必要な仮設トイレの貸出措置を講ずるものとする。

2 前項の協力の範囲は次のとおりとする。

（1）仮設トイレの貸出

（2）仮設トイレの運搬、設置及び、撤去

3 仮設トイレの設置位置は甲が指定するものとし、当該場所に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び、甲の職員の指示に従い、甲の職員が派遣されていないときは、甲の要請内容のとおり仮設トイレの設置をするものとする。

（仮設トイレの機種選定）

第5条 仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に配慮したものとする。

2 前項の仮設トイレの機種が要求する数量を満たさない場合は、仮設トイレの機種を甲乙協議のうえ選定するものとする。

（貸出代金及び諸費用）

第6条 甲は、乙に対して第4条第2項各号に係る代金は原則として災害発生直前における代金を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（代金の支払）

第7条 甲は、乙から前条の規定により代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ速や

かに支払うものとする。

(貸出可能台数及び貸出代金の報告)

第8条 乙は、甲の要求する台数以上を確保し最高貸出可能台数及び、貸出代金をこの協定締結後に甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(協定期間及び自動更新)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年9月20日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都世田谷区玉堤二丁目1番4号

ミゼット電気株式会社

代表者 代表取締役 山瀬 義之

## 災害時における緊急輸送業務に関する協定

災害時における緊急輸送業務に必要な貨物自動車の供給に関し、狛江市（以下「甲」という。）と社団法人東京都トラック協会多摩支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は狛江市内において地震、風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく緊急輸送用車両確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な輸送業務（以下「業務」という。）を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、甲のみでは十分な対応ができない場合において、乙に対し業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による業務を要請する場合は、日時、業務内容、車両及び、運転者（以下「車両等」という。）その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の定めにより要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲に対し車両等を供給し、業務を実施しなければならない。

（経費の負担）

第4条 この協定により、甲の要請に基づき乙が業務を実施した場合の次に掲げる経費は、甲が負担する。

（1）乙が提供した車両等の運賃

（2）甲の指示又は同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料金

（経費の支払）

第5条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその費用を支払わなければならない。

（報告）

第6条 乙は、甲に供給できる車両等の台数その他必要な事項においてはこの協定締結後に甲に報告するものとする。

（協定単価）

第7条 この協定に基づく業務に係わる経費は、災害直前における輸送業務料金の単価によるものとする。

（協定期間及び自動更新）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年9月20日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都国立市北三丁目27番11号  
社団法人 東京都トラック協会多摩支部  
代表者 支部長 志村 光明

## 災害時における緊急輸送業務に関する協定

災害時における緊急輸送業務に必要な貨物自動車の供給に関し、狛江市（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は狛江市内において地震、風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく緊急輸送用車両確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な輸送業務（以下「業務」という。）を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、甲のみでは十分な対応ができない場合において、乙に対し業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による業務を要請する場合は、日時、業務内容、車両及び、運転者（以下「車両等」という。）その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の定めにより要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲に対し車両等を供給し、業務を実施しなければならない。

（経費の負担）

第4条 この協定により、甲の要請に基づき乙が業務を実施した場合の次に掲げる経費は、甲が負担する。

（1）乙が提供した車両等の運賃

（2）甲の指示又は同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料金

（経費の支払）

第5条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその費用を支払わなければならない。

（報告）

第6条 乙は、甲に供給できる車両等の台数その他必要な事項においてはこの協定締結後に甲に報告するものとする。

（協定単価）

第7条 この協定に基づく業務に係わる経費は、災害直前における輸送業務料金の単価によるものとする。

（協定期間及び自動更新）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年9月20日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都小平市回田町19番地4  
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部  
代表者 支部長 佐野照三

## 地下施設及び災害時要援護者施設の名称及び所在地

(平成21年1月現在)

区分	施設の名称	所在地	避難確保計画	浸水想定区域
				多摩川
地下施設	1 狛江駅北口地下駐車場	元和泉一丁目2番1号	有	
	2 エコルマ1ビル	元和泉一丁目2番1号	有	
障がい者関係	1 グループホーム朋	岩戸南一丁目2番12号		
	2 狛江第2福祉作業所	東和泉一丁目3番17号		
	3 知的障害者生活寮れもん	中和泉二丁目20番3号		
高齢者関係	1 グランダ狛江式番館	和泉本町一丁目4番2号		
	2 狛江共生の家「多麻」	駒井町一丁目1番2号		
	3 特別養護老人ホームこまえ苑	岩戸南四丁目17番17号		
	4 ライフ・サポート・オーロラ	岩戸北一丁目7番9号コミュニティケル1階		
医療関係	1 佐藤診療所	東和泉一丁目3番14号		
	2 保坂産婦人科クリニック	東和泉一丁目21番3号		
	3 細矢耳鼻咽喉科医院	東和泉一丁目19番4号		
幼児関係	1 狛江こだま幼稚園	中和泉三丁目14番8号		
	2 狛江みずほ幼稚園	岩戸南四丁目14番1号		
乳児関係	1 市立和泉保育園	岩戸北一丁目1番12号		
	2 市立宮前保育園	中和泉三丁目12番8号		
	3 市立駒井保育園	駒井町二丁目28番6号		
	4 多摩川保育園	西和泉一丁目5番1号		
	5 市立駄倉保育園	岩戸北三丁目20番2号		

## 被害程度の認定基準（都総務局）

### 1 人的被害

- (1)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実なもの。
- (2)「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3)「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4)「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

### 2 住家の被害

- (1)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であることを問わない。
- (2)「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3)「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4)「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5)「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないものとする。
- (6)「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

### 3 非住家被害

- (1)「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

- (2)「公共建築物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4)非住家被害とは、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
- 4 その他
- (1)「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3)「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4)「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5)「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7)「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8)「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9)「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13)「電話」とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。
- (14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上没水の被害を受け通常的生活を維持

できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

## 5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

## 6 被害金額

(1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用または公共の用に供する施設とする。

(5)災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きするものとする。

(6)「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(8)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具漁船等の被害とする。

(11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

## 気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月21日改定）

## 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測地であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実情と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる。	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度 相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

## 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気づく人がいる。
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。

6 強	立っていることができず、は わないと動くことができな い。 揺れにほんろうされ、動くこ ともできず、飛ばされること もある。	固定していない家具のほとんどが 移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する 建物が多くなる。補強されていないプロ ック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが 移動したり倒れたりし、飛ぶこと がある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する 建物がさらに多くなる。補強されている ブロック塀も破損するものがある。

## 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木 造 建 物 （ 住 宅 ）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒 れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くな る。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、倒壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強		壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂( 1)や液状化( 2)が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある( 3)。
7		

( 1 ) 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

( 2 ) 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水道やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

( 3 ) 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## 大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内容液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、電源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 主な市立建築物現況一覧表

名 称	所 在 地	敷 地 面 積	建 築 面 積	延 床 面 積
市役所本庁舎	和泉本町 1 - 1 - 5	11,445㎡	3,450㎡	10,725㎡
狛江市民センター	市役所敷地内	-	1,195	3,692
西河原公民館	元和泉 2 -35- 1	-	-	3,473
野川地域センター	西野川 1 - 6 - 9	1,115	290	568
上和泉地域センター	和泉本町 4 - 7 -51	2,067	1,258	1,862
岩戸地域センター	岩戸南 2 - 2 - 5	581	273	806
南部地域センター	猪方 4 -11- 1	1,091	478	838
根川地区センター	中和泉 4 -16- 3	1,051	489	664
駄倉地区センター	東和泉 1 - 3 -17	401	176	337
和泉多摩川地区センター	猪方 4 - 1 - 1	126	57	117
谷戸橋地区センター	東野川 4 -30- 1	-	324	324
岩戸児童センター	岩戸南 3 -15- 1	1,380	643	867
和泉児童館	中和泉 3 -12- 6	992	396	396
狛江第一小学校	和泉本町 1 -37- 1	9,435	4,891	6,809
狛江第三小学校	猪方 1 -11- 1	15,957	-	4,992
狛江第五小学校	東野川 1 -35-13	10,375	-	4,433
狛江第六小学校	駒井町 1 -21- 1	10,999	-	4,934
和泉小学校	中和泉 3 -33- 1	12,098	-	5,183
緑野小学校	和泉本町 4 - 3 - 1	13,630	-	7,136
狛江第一中学校	和泉本町 2 -15- 1	18,210	-	6,372
狛江第二中学校	猪方 2 - 7 - 1	15,829	-	5,317
狛江第三中学校	元和泉 1 -23- 1	13,363	-	4,872
狛江第四中学校	東野川 4 - 1 - 1	12,875	-	4,516
西和泉体育館（暫定利用）	西和泉 1 -16- 1	-	-	694
市民総合体育館	和泉本町 3 -25- 1	8,523	3,461	6,077
和泉保育園	岩戸北 1 - 1 -2	1,301	412	669
藤塚保育園	和泉本町 4 - 7 -35	1,384	559	559
駒井保育園	駒井町 2 -28- 6	965	319	515
駄倉保育園	岩戸北 3 -20- 2	1,199	484	529
宮前保育園	中和泉 3 -12- 8	1,137	425	625
三島保育園	東野川 1 -32- 2	1,246	374	5,74

上和泉学童保育所	上和泉地域センター内	-	-	132
猪方学童保育所	猪方 1 -11- 2	695	206	206
和泉学童保育所	和泉児童館内	-	396	237
松原学童保育所	和泉本町 1 -23-6	661	234	234
根川学童保育所	根川地区センター内	-	-	215
東野川学童保育所	東野川 1 - 6 - 3	555	136	238
あいとぴあセンター	元和泉 2 -35- 1	5,307	2,784	8,580

。

## 資料 44- 1

## 狛江市災害対策備蓄倉庫

(平成21年2月末現在)

	場 所	住 所	備 考
1	狛江市立緑野小学校内	狛江市和泉本町4 - 3 - 1	
2	狛江市立狛江第三小学校内	狛江市猪方1 - 11 - 1	
3	西和泉体育館	狛江市西和泉1 - 16 - 1	
4	狛江市立狛江第五小学校内	狛江市東野川1 - 35 - 13	
5	狛江市立狛江第六小学校内	狛江市駒井町1 - 21 - 1	
6	西野川ひろば内	狛江市西野川4 - 8 - 1	
7	狛江市立和泉小学校内	狛江市中和泉3 - 33 - 1	
8	狛江市立狛江第一中学校内	狛江市和泉本町2 - 15 - 1	
9	狛江市立狛江第一中学校舎内	狛江市和泉本町2 - 15 - 1	
10	狛江市立狛江第二中学校内	狛江市猪方2 - 7 - 1	
11	狛江市立狛江第三中学校内	狛江市元和泉1 - 23 - 1	
12	狛江市立狛江第四中学校内	狛江市東野川4 - 1 - 1	
13	狛江都営アパート内	狛江市和泉本町4 - 7	
14	小田急線高架下	狛江市和泉本町1 - 2	
15	前原公園内	狛江市西野川3 - 11	
16	東京慈恵会医科大学付属第三病院内	狛江市和泉本町4 - 11	
17	狛江市役所バス車庫	狛江市和泉本町1 - 1 - 5	暫定利用
18	狛江市立旧狛江第四小学校校舎	狛江市西和泉1 - 16 - 1	暫定利用

(災害備蓄品リスト・各項目に関連、慈恵第三病院、無関連)

## 災害対策用備蓄品一覧表 平成22年2月15日現在

項目	品名	合計	単位	第一小	第三小	第五小	第六小	和泉小	緑野小	第一中	第二中	第三中	第四中	西和泉体育館	上和泉地域センター	狛江高校	都営住宅	前原公園	高架下	慈恵第三病院	第一中学校内	バス車庫	西和泉校舎	他保管場所 (別表参照)	備考
食料品	サバイバルフーズ	2,820	食	300	540	240	0	0	240	360	420	0	240	0	0	0	120	120	240						
	アルファ化米	30,250	食	1,750	3,200	1,600	3,200	2,600	2,200	2,300	2,750	2,550	1,650	2,350	0	0	500	500	2,750					350	
	お粥	4,800	食	300	350	400	350	450	350	350	350	350	350	350	0	0	200	200	450						
	救助用クラッカー	8,400	食	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630	0	0	490	490	490						
飲料水関連	飲料水用ポリタンク	332	個	30	39	28	0	28	30	30	35	0	30	30	0	0	0	10	42						
	飲料水用水袋	5,900	袋	100	0	100	50	150	100	150	100	100	150	100	0	0	100	0	100	4,600					
	浄水機	2	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0			1			
	給水タンク 1t	3	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0				2		
	飲料水用組立槽 2.2t	25	台																			25			
	給水栓一式	1	台																		1				
トイレ	仮設トイレ(貯留式)	84	基	1	2	1	2	2	0	2	2	2	1	2	0	0	1	0	3				63		
	仮設トイレ(マンホール式)	75	基	0	6	4	6	5	8	5	5	5	5	5	4	0	2	10	5						
生活関連	毛布	4,803	枚	140	210	110	210	170	160	160	190	170	110	170	0	0	50	50	653				2,250		
	ござ	329	枚	20	40	20	40	20	20	20	41	20	20	35	0	0	2	0	31						
	災害救助用カーペット	750	枚	45	75	45	75	60	60	60	75	60	45	60	0	0	30	0	60						
	ローソク	4,698	本	412	424	312	424	412	412	418	412	424	212	424	0	0	200	0	212						
	ロールペーパー	11,600	ロール	600	1,300	700	1,300	900	800	900	1,100	1,000	600	1,000	0	0	200	200	1,000						
	肌着	900	着	0	480	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	420						
	紙おむつ幼児用	8,808	着	576	576	576	576	576	576	576	576	576	576	576	0	0	0	0	2,472						
	紙おむつ成人用	1,980	着	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	0	0	0	0	858						
	粉ミルク	96	缶	5	5	5	6	6	5	6	6	5	6	5	0	0	0	0	8					28	
	哺乳びん	140	本	11	11	11	11	12	11	12	12	11	12	11	0	0	0	0	12						3
	飲料水(1.5リットルペットボトル)	688	本	40	48	40	56	40	40	56	56	48	48	40	0	0	8	8	48						112
	紙コップ(1束30個)	6,000	個	420	630	330	630	540	540	480	600	480	330	480	0	0	0	0	540						
	割り箸(1袋100膳入)	6,000	膳	400	600	400	600	500	500	500	600	500	400	500	0	0	0	0	500						
	紙皿(平皿)	6,000	枚	420	630	330	630	540	540	480	600	480	330	480	0	0	0	0	540						
	スチロール製丼	3,000	枚	200	300	200	300	250	250	250	300	250	200	250	0	0	0	0	250						
	スプーン	3,000	本	200	300	200	300	250	250	250	300	250	200	250	0	0	0	0	250						
	フォーク	3,000	本	200	300	200	300	250	250	250	300	250	200	250	0	0	0	0	250						
ラップ	60	本	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0	0	0	0	5							
	0																								
医薬品	医薬品セット	14	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1						
	処置用セット	12	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1						
	担架	32	台	2	3	2	3	2	3	2	3	3	2	2	0	0	0	0	5						
	担架用竹棒	94	本	4	8	4	8	6	10	4	6	6	4	6	0	0	0	0	28						
	ばんそうこ	25,130	枚	1870	2,170	1,570	2,170	1,970	1,970	1,870	2,070	1,870	1,520	1,870	0	0	770	770	2,670						
	収縮包帯	1,021	本	72	100	60	100	90	60	100	93	80	54	82	0	0	0	0	130						
	自着性収縮包帯	167	本	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11	12	0	0	2	2	32						
	ガーゼ	89	セット	10	10	5	10	10	4	10	9	8	5	8	0	0	0	0	0						
	下肢用そえ木	26	本	2	3	1	2	2	2	2	2	2	1	2	0	0	0	0	5						
	呼吸用酸素	156	本	11	17	10	16	13	14	12	14	12	8	12	0	0	0	0	17						
	人工呼吸用携帯マスク	1,303	個	100	100	100	100	110	100	100	116	100	67	110	0	0	0	0	200						
	蘇生器	23	個	2	2	1	2	2	2	2	2	2	1	2	0	0	0	0	3						
	血圧計	25	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	3						
	聴診器	30	個	2	3	2	2	2	2	2	3	2	2	2	0	0	0	0	6						
	常備綿	220	枚	16	24	12	24	18	17	16	20	18	12	18	0	0	0	0	25						
	精製水	570	本	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	0	0	30	30	180						
	瞬間冷却パック	109	枚	8	12	8	12	8	8	8	11	8	6	8	0	0	0	0	12						
	三角巾	1,564	枚	120	150	100	155	145	150	125	142	125	82	120	0	0	0	0	150						
	脱脂綿500g	22	個	2	2	1	2	2	2	2	2	2	1	2	0	0	0	0	2						
医療用テープ	360	本	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	0	0	24	24	48							
消毒液	180	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	0	0	10	10	50							

(災害備蓄品リスト・各項目に関連、慈恵第三病院、無関連)

## 災害対策用備蓄品一覧表

項目	品名	合計	単位	第一小	第三小	第五小	第六小	和泉小	緑野小	第一中	第二中	第三中	第四中	西和泉体育館	上和泉地域センター	狛江高校	都営住宅	前原公園	高架下	慈恵第三病院	第一中学校内	バス車庫	西和泉校舎	他保管場所 (別表参照)	備考	
機 材	防水シート	566	枚	43	56	31	50	47	41	42	47	49	32	51	0	0	11	11	55							
	テント	28	張	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	1	0	0	1	1	4		6		3			
	トランジスターメガホン	28	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	1	1	4							
	炊き出し釜	15	台	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0			2				
	炭6kg	240	個	17	25	10	25	20	12	18	22	20	12	19	0	0	0	0	40							
	固形燃料	1,238	個	84	132	72	130	108	96	96	120	96	76	108	0	0	24	0	96							
	コードリール	14	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1							
	バケツ	41	個	3	4	3	4	5	3	3	4	4	3	3	0	0	1	0	1							
	コンパネ	14	枚	6	0	2	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0						
	スコップ	345	本	23	33	23	33	27	25	25	31	25	18	28	0	0	12	13	29							
	番線	655	本	0	200	0	0	0	0	0	1	201	1	201	51	0	0	0	0	0						
	発電機	27	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	1	1	3						
	投光器一式	38	台	3	3	3	4	2	3	3	3	3	3	3	2	0	0	1	1	4						
	ガソリン携行缶	14	缶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1						
	灯油用ポリタンク	29	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	2	0	5							
	防災タンク、消化バケツ	188	個	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	180							
	一輪車	15	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	2						
	バリケート	37	台	2	3	2	3	3	3	3	3	3	2	3	0	0	0	0	7							
	かけや	123	本	8	13	6	7	6	9	13	11	7	6	7	0	0	2	7	21							
	つるはし	102	本	8	10	10	10	10	4	8	9	10	5	10	0	0	2	2	4							
	バール	160	本	10	18	12	16	18	10	18	12	18	6	12	0	0	2	2	6							
	大ハンマー	63	本	4	8	3	8	6	4	3	6	3	4	4	0	0	1	1	8							
	軍手	3,154	組	100	192	120	192	120	240	240	120	120	120	150	0	0	0	240	1,200							
	トラロープ	70	本	5	8	4	8	5	4	4	6	4	4	4	6	0	0	4	0	8						
	携帯用照明器具	231	個	5	25	12	25	20	18	21	22	21	13	20	0	0	3	2	24							
	乾電池単一型	1,000	本	70	100	50	110	50	50	50	110	50	50	50	50	0	0	20	10	230						
乾電池単二型	200	本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200								
乾電池単三型	200	本	0	0	16	0	28	24	32	0	32	0	28	0	0	0	0	40								
リヤカー	14	台	1	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1			2					
水 防 機 材	単管パイプ	100	本																		100					
	月の輪工法機材	1	セット																			1				
	SPパイプ	1,090	本	20	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	875		95	0	0			
	T型マット	4	枚																			4				
	土のう袋	14,300	枚	0	0	0	0	0	0	0	2,000	0	500	0	0	0	0	0	11,800		0	0	0			
	土のう	1,938	体																			838	1,100			
	可搬ポンプ	4	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4		0					
排水ポンプ	3	基	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		2				

## 狛江市防災会議委員名簿

(平成22年2月16日現在)

職名	氏名	役職名	住所	電話
会長	矢野 裕	狛江市長	狛江市和泉本町 1 - 1 - 5	03-3430-1111
委員	元永 秀	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長	横浜市鶴見区鶴見中央 2 - 18 - 1	045-503-4050
"	古川 俊明	東京都建設局北多摩南部建設事務所長	府中市緑町 1 - 27 - 1	042-330-1800
"	長野 みさ子	東京都福祉保健局多摩府中保健所長	府中市宮西町 1 - 26 - 1 東京都府中合同庁舎 3 階	042-362-2334
"	佐藤 達雄	警視庁調布警察署長	調布市国領町 2 - 25 - 1	042-488-0110
"	費田 義昭	東京消防庁狛江消防署長	狛江市和泉本町 1 - 23 - 10	03-3480-0119
"	谷田部利夫	狛江市消防団長	狛江市和泉本町 1 - 1 - 5	03-3430-1111
"	萬納寺 栄一	狛江市医師会長 (一の橋内科皮フ科)	狛江市岩戸南1-4-11 グリーンヒルズ虎ノ門 1 F	03-3430-1214
"	本田 松雄	郵便事業(株)狛江支店長	狛江市和泉本町 3 - 29 - 7	03-3488-4241
"	片岡 敏彦	(株)NTT東日本-東京南総務部総務担当部長	港区港南 1 - 9 - 1 TWINSビル 13階	03-5472-9150
"	宮本 勝義	東京電力(株)武蔵野支社副支社長	武蔵野市西久保 1 - 6 - 24	0422-90-3212
"	長谷川 賢治	東京ガス(株)西部支店長	杉並区西荻北 5 - 8 - 22	03-3396-2192
"	熊沢 昭彦	小田急電鉄(株)成城学園前管区長	世田谷区成城 6 - 5 - 34	03-3483-1624
"	遠川 美喜雄	小田急バス(株)狛江営業所長	狛江市中和泉 5 - 17 - 23	03-3480-1311
"	松原 俊雄	狛江市副市長	狛江市和泉本町 1 - 1 - 5	03-3430-1111

\* 敬称略